

# 令和 8 年度(2026 年度)鎌倉市グリーン購入調達方針

令和 8 年(2026 年) 3 月 31 日策定

鎌倉市グリーン購入等基本方針(以下「基本方針」といいます。)に基づき、鎌倉市における令和 8 年度(2026 年度)のグリーン購入の推進を図るため、環境物品等の調達方針を定めます。

## 1 特定調達品目

特定調達品目は、別表 1 及び別表 2 に記載する環境物品等とします。

## 2 判断基準及び配慮事項等

各特定調達品目の判断基準及び配慮事項等は、環境省の定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に則るものとします。

## 3 調達原則

- (1) 特定調達品目の調達(購入だけでなく、リース、レンタル、役務の提供等を含む。)にあたっては、原則的に判断基準を満たすものを調達し、かつ、配慮事項等についても考慮することが望ましい。
- (2) 特定調達品目の調達にあたり、品質や価格等からやむを得ない場合には判断基準に適合しない物品等を調達することができるものとします。この場合、その理由を明らかにするとともに別に示す第三者機関が認定する環境ラベル※製品等をできる限り選ぶように努めることとします。
- (3) 特定調達品目以外の品目の調達にあっても、別に示す第三者機関が認定する環境ラベル製品等をできる限り選ぶように努めることとします。

※ 環境ラベルとは、商品やサービスがどのように環境負荷低減に資するかを教えてくれるマークや目じるしのことで、製品や包装などについており、環境負荷低減に資するモノやサービスを買いたいときに、参考になるマークのこと。

## 4 調達実績の報告

全品目を対象とした実績の報告は原則求めませんが、実態把握が必要になった場合に限り、全体・個別調査を実施します。

## 5 物品納入業者及び公共工事請負業者等への協力依頼

各課等の物品購入等の担当者は、物品納入業者及び公共工事請負業者等に対して基本方針及び調達方針を周知し、グリーン購入の推進の協力を求めるよう努めることとします。

## 6 実施時期

この調達方針は、令和 8 年(2026 年) 4 月 1 日から実施します。